

学生便覧 正誤表（2021 年度～2025 年度）

P26 3 授業科目履修規程

正	誤
（削除） 次条より条項を繰り上げ。	（再試験） 第 11 条 定期試験においてその成績が合格点に満たない場合、特段の事由が認められる場合を除き、再試験は行わない。
（附則） この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	（附則） この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 （追加）